

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県新宮市長

公表日

平成29年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り、各申請の認定業務、支給要件確認業務、支給業務、児童手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各種申請書の作成および受付 ②支給要件確認に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、配偶者情報の照会 ④申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 ⑤処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知
③システムの名称	1. 児童手当システム(サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)含む) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当受給者ファイル (2)児童手当児童ファイル (3)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第56項 並びに内閣府・総務省令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の第26、30、87の項 並びに内閣府・総務省令第19、44条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の第74項 並びに内閣府・総務省令第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て推進課
②所属長	子育て推進課長 平見 仁郎
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮市役所 総務部 総務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3336
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮市役所 健康福祉部 子育て推進課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-344

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

